

# 東京海上日動の 留学生向け各種特約のご案内



TOKIO MARINE NICHIDO

MILLEA GROUP

## 海外旅行保険

(\*) 留学生とは、勉学、研修および技術修得を目的として海外の学校に留学をする方をいいます。

こんなとき、  
お役に立ちます!



### 留学生賠償責任

お店の商品を壊した、アパートの部屋を水浸しにしたなどで損害賠償を負ったとき

### 留学生生活用動産

アパート内の家財を盗まれたり、カメラを落としたり壊したとき

'05.10 改定

## 保険金額(ご契約金額) / お支払いいただく保険料

基本タイプ	J9	J8	J7
	傷害死亡	5,000万円	3,000万円
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円
治療・救済費用	5,000万円	3,000万円	1,000万円
疾病死亡	3,000万円	3,000万円	1,000万円
留学生賠償責任タイプ	R4	R4	R4
留学生賠償責任 (免責金額¥0)	1億円	1億円	1億円
留学生生活用動産タイプ	RB	RB	RB
留学生生活用動産 (免責金額¥0)	60万円	60万円	60万円
31日超34日まで	17,440円	15,360円	11,790円
内訳			
基本タイプ	12,710円	10,630円	7,060円
留学生賠償責任タイプ	490円	490円	490円
留学生生活用動産タイプ	4,240円	4,240円	4,240円
39日まで	19,550円	17,260円	13,260円
内訳			
基本タイプ	14,380円	12,090円	8,090円
留学生賠償責任タイプ	530円	530円	530円
留学生生活用動産タイプ	4,640円	4,640円	4,640円
46日まで	22,660円	20,050円	15,370円
内訳			
基本タイプ	17,040円	14,430円	9,750円
留学生賠償責任タイプ	580円	580円	580円
留学生生活用動産タイプ	5,040円	5,040円	5,040円
53日まで	26,330円	23,310円	17,820円
内訳			
基本タイプ	20,270円	17,250円	11,760円
留学生賠償責任タイプ	620円	620円	620円
留学生生活用動産タイプ	5,440円	5,440円	5,440円
2か月まで	30,460円	27,000円	20,560円
内訳			
基本タイプ	23,940円	20,480円	14,040円
留学生賠償責任タイプ	670円	670円	670円
留学生生活用動産タイプ	5,850円	5,850円	5,850円
3か月まで	41,050円	36,500円	27,730円
内訳			
基本タイプ	32,960円	28,410円	19,640円
留学生賠償責任タイプ	830円	830円	830円
留学生生活用動産タイプ	7,260円	7,260円	7,260円
4か月まで	56,790円	50,570円	38,210円
内訳			
基本タイプ	46,900円	40,680円	28,320円
留学生賠償責任タイプ	1,020円	1,020円	1,020円
留学生生活用動産タイプ	8,870円	8,870円	8,870円
5か月まで	72,230円	64,370円	48,430円
内訳			
基本タイプ	60,770円	52,910円	36,970円
留学生賠償責任タイプ	1,180円	1,180円	1,180円
留学生生活用動産タイプ	10,280円	10,280円	10,280円
6か月まで	87,420円	77,950円	58,510円
内訳			
基本タイプ	74,390円	64,920円	45,480円
留学生賠償責任タイプ	1,340円	1,340円	1,340円
留学生生活用動産タイプ	11,690円	11,690円	11,690円
7か月まで	102,680円	91,570円	68,600円
内訳			
基本タイプ	88,080円	76,970円	54,000円
留学生賠償責任タイプ	1,500円	1,500円	1,500円
留学生生活用動産タイプ	13,100円	13,100円	13,100円

### 留学継続費用担保特約を 付帯する場合

留学生の扶養者の方が事故により死亡または重度後遺障害となった場合に、留学生の方が被る損失(留学を継続する費用)に対して保険金をお支払いします。タイプ(保険金額)および保険期間に応じて以下の保険料が追加となります。

### 留学継続費用

タイプ	RM	RL	RK
保険金額(ご契約金額)	200万円	150万円	120万円
31日超34日まで	180円	140円	110円
39日まで	200円	150円	120円
46日まで	220円	170円	130円
53日まで	240円	180円	140円
2か月まで	260円	200円	160円
3か月まで	320円	240円	190円
4か月まで	380円	290円	230円
5か月まで	440円	330円	260円
6か月まで	520円	390円	310円
7か月まで	580円	440円	350円
8か月まで	640円	480円	380円
9か月まで	700円	530円	420円
10か月まで	760円	570円	460円
11か月まで	820円	620円	490円
1年まで	880円	660円	530円
2年 <sup>(注2)</sup>	3,520円	2,640円	2,110円
3年 <sup>(注2)</sup>	7,920円	5,940円	4,750円
4年 <sup>(注2)</sup>	14,080円	10,560円	8,450円
5年 <sup>(注2)</sup>	22,000円	16,500円	13,200円

(注1) 保険期間が3か月を超えるご契約の場合には、トラベルプロジェクトはご利用いただけませんのでご注意ください。

(注2) 保険期間に端日数がある場合の保険料は弊社までお問い合わせください。

# 各種特約のご説明

このチラシは、留学生向け各種特約の概要をご紹介します。基本タイプの傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救済費用、疾病死亡の「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金」「保険金をお支払いできない主な場合」、および詳細内容については「海外旅行保険パンフレット」「海外旅行保険ハンドブック」をご参照ください。

## 留学生賠償責任(特約)

### 1. 保険金をお支払いする場合

被保険者が、海外旅行中の日常生活に起因する事故、または被保険者の留学のための宿泊・居住施設の所有・使用または管理に起因する事故によって、他人にケガをさせたり、他人のもの<sup>(※1)</sup>を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。

(※1) 以下のものを含みます。

- ・レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品
- ・ホテルの客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)
- ・住宅(ただし、火災、爆発、破裂および漏水等による水漏れにより与えた損害に限ります。)

### 2. お支払いする保険金

1回の事故につき留学生賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。

また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。<sup>(※2)</sup>

(※2) 被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いします。

(注) 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。

### 3. 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

#### ① 次のような事由により生じた損害

- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・戦争、その他変乱<sup>(※3)</sup>
- ・放射線照射、放射能汚染

#### ② 次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害

- ・職務遂行またはアルバイト業務に関する損害賠償責任(仕事上の賠償責任)
- ・航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを除きます。)<sup>(※4)</sup>の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- ・受託品に関する損害賠償責任
- ・親族に対する損害賠償責任

(※3) 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。

## 留学生生活用動産(特約)

### 1. 保険金をお支払いする場合

海外旅行中の携行品(カメラ、カバン、衣類等)<sup>(※4)</sup>および被保険者の留学のための宿泊・居住施設に保管中の所有物が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあつて損害を受けた場合。

(※4) 携行品とは被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいい、現金・小切手・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ・各種書類・サーフィン、山岳登山、ハンングライダー等の運動を行うための用具などは含みません。また、別送品は含みません。

### 2. お支払いする保険金

携行品または宿泊・居住施設保管の所有物1つ(1点、1対または1組)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度として損害額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産保険金額を限度とします。

損害額とは、修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいいます。また、運転免許証については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用(現地に負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます。)を損害額とします。

### 3. 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

#### ① 次のような事由により生じた損害

- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・保険金受取人の故意
- ・戦争、その他変乱<sup>(※5)</sup>
- ・放射線照射、放射能汚染
- ・無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転
- ・携行品または宿泊・居住施設保管中の所有物の置き忘れまたは紛失
- ・携行品または宿泊・居住施設保管中の所有物のかしまたは自然の消耗、さび、変色、虫喰い
- ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。)

#### ② 次の損害。ただし、火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等により生じた場合を除きます。

- ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の破損
- ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流失

(※5) 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。

## 留学継続費用(特約)

### 1. 保険金をお支払いする場合

被保険者が海外の学校に在籍中に、被保険者の扶養者が偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または、重度後遺障害が生じた場合。

(注) 学校とは、一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。

### 2. お支払いする保険金

扶養者が上記1.の状態となった日から予定留学終了時までの年数<sup>(※6)</sup>に留学継続費用保険金額を乗じた金額をお支払いします。

(※6) 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。

### 3. 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

#### ① 次のような事由により扶養者が上記1.の状態となった場合

- ・保険契約者、被保険者または扶養者の故意
- ・扶養者がけんかや自殺・犯罪行為を行うこと
- ・扶養者の無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転
- ・扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、流産
- ・戦争、その他変乱<sup>(※7)</sup>
- ・放射線照射、放射能汚染

#### ② 扶養者が上記1.の状態となった時に次のいずれかに該当した場合

- ・被保険者が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合
- ・扶養者が被保険者を扶養していない場合

(※7) 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。

## ご加入にあたって

- ・留学生向け各種特約の保険金は日本にて円貨でお支払いします。(保険契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。)
- ・留学生向け各種特約のお申し込みの際は、申込人(保険契約者)は保険期間を通じて日本に在住される方としてください。(留学生の方が申込人にはなりません。)

お問い合わせ先

●保険に関するお問い合わせ・ご相談は  
☎ 0120-868-100

携帯・PHSからは042-311-5831をご利用ください。  
平日/午前9:00~午後6:00(土日・祝日はお休みとさせていただきます)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050  
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。



TOKIOMARINE  
NICHIDO

MILLEA GROUP